



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1355	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課).....	1
1356	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	2
1357	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	2
1358	大規模小売店舗の変更の届出	(").....	3
1359	木材業者等の登録	(林業振興課).....	4
1360	基本測量の実施	(技術調査課).....	4
1361	公共測量の実施	(").....	5
1362	公共測量の終了	(").....	5
1363	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1364	〃	(").....	5
1365	道路の供用開始	(").....	6

告 示

和歌山県告示第1355号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診断する身体障害の種類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸 う	小 腸	免 疫	肝 臓	
米良好正	整形外科	社会医療法人 黎明会北出病 院	御坊市湯 川町財部 728-4	平成 29.10.18							○							
阪田武志	整形外科	社会医療法人 黎明会北出病 院	御坊市湯 川町財部 728-4	平成 29.10.18							○							
松田芳和	脳神経外 科	橋本市民病院	橋本市小 峰台2-8- 1	平成 29.10.18							○							
中村正亨	整形外科	独立行政法人 国立病院機構 南和歌山医療 センター	田辺市た きない町 27-1	平成 29.10.18							○							
吉川和朗	泌尿器科	海南医療セン ター	海南市日 方1522-1	平成 29.10.18									○					
土橋友紀子	呼吸器内 科	公立那賀病院	紀の川市 打田1282	平成 29.10.18									○					

和歌山県告示第1356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300202	有限会社ひだまり	新宮市下田一丁目1番24号	同行援護	有限会社ひだまり	新宮市下田一丁目1番24号	平成29.10.31

和歌山県告示第1357号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）オークワ海南下津店・ココカラファイン海南下津店
和歌山県海南市下津町上150番地2外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本厚志
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年6月17日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,974㎡
- 駐車場の収容台数
81台
- 駐輪場の収容台数
56台

- 8 荷さばき施設の面積
80㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
23.1㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
敷地東側1箇所、南側1箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成29年10月16日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県海草興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）
海南市まちづくり部産業振興課（海南市日方1525番地6）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年10月27日から平成30年2月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1358号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ紀伊川辺店・ヤマイチプラザ川辺
和歌山県和歌山市川辺234及び同市里6
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
ヤマイチ・エステート株式会社 代表取締役 山田茂
和歌山県和歌山市太田480番地1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ケーズデンキ川辺パワフル館・ヤマイチプラザ川辺
和歌山県和歌山市里字五段5番1外33筆

(変更後) ケーズデンキ紀伊川辺店・ヤマイチプラザ川辺
和歌山県和歌山市川辺234及び同市里6

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

4 変更年月日

(1) 平成21年7月9日

(2) 及び (3) 平成26年6月23日外

5 変更した理由

(1) 名称及び所在地の決定のため

(2) 代表者の交代のため

(3) 小売業者の決定及び代表者の交代のため

6 届出年月日

平成29年10月18日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年10月27日から平成30年2月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1359号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6029			平成 29. 9. 27	田辺市龍神村小又川20 8番地	森林工房大江 代表 大江俊平	木材	田辺市龍神村小又川20 8番地
6030			平成 29. 10. 4	西牟婁郡上富田町朝来 2636-24	金原林業 金原裕武	木材	西牟婁郡上富田町朝来 2636-24

和歌山県告示第1360号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地名情報)「住居表示住所」整備業務)
- 2 作業期間 平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市、田辺市及び西牟婁郡上富田町

和歌山県告示第1361号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ更新)
- 2 作業期間 平成29年10月27日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

和歌山県告示第1362号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき新宮市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル航空写真撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間 平成29年4月20日から同年9月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、太地町、古座川町及び串本町の一部

和歌山県告示第1363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡印南町大字川又字向道1088番1地先から同町大字上洞字池之谷976番82地先まで	旧	3.70 } 22.40	322.40	県道たかの金屋線との重用延長322.40メートルを含む。
同上	新	10.60 } 89.30	276.10	県道たかの金屋線との重用延長276.10メートルを含む。

和歌山県告示第1364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字上洞字池之谷 976番82地先から同町大字川又 字向道1088番1地先まで	旧	3.70 ） 22.40	322.40	一般国道425号との重用延長32 2.40メートルを含む。
同上	新	10.60 ） 89.30	276.10	一般国道425号との重用延長27 6.10メートルを含む。

和歌山県告示第1365号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字向道1088番1地先から同町大字上洞字池之谷976番82地先まで

供用開始の期日 平成29年10月27日